

農林業施策の充実と地域の防災対策の推進について

少子・高齢化が進む中山間地域においては、野生鳥獣の増加により農林業被害が増加しており、緊急な対応が求められている。また、松くい虫被害が拡大していることから、市町村単独での対策が必要となるなど、抜本的な見直しが必要となっている。

これらの農林業施策にあわせ、地域の防災対策等を、計画的に進めるため、次の事項について実現を要望する。

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）について、ハード事業（捕獲した鳥獣等の処理加工施設、電気柵、防護柵等）の採択要件は、費用対効果分析に係る資料を提出することとされているが、電気柵や防護柵については、中山間地等の特性に鑑み、費用対効果に関わらず補助金の対象となるよう採択要件の緩和を要望する。
- 2 松くい虫被害が年々増大している現状から、市町村では、森林病虫害等防除事業補助金交付要綱に基づく配分枠を超える事業について、市単独事業で対応せざるを得ない状況となっていることから、防除のために必要な国の補助制度を拡充すること。また、現在の被害対策では、被害の拡大を遅延することはできるが撲滅させることは困難であるため、抜本的な対策を進めるよう防除法を改正すること。
- 3 災害危険箇所を住民に周知するため、法律により義務付けられている洪水及び土砂災害ハザードマップの作成にあたっては、市町村合併や地域防災計画の見直しに合わせ、随時、最新のものに更新していく必要があるため、その経費について、国による財政措置を拡充すること。
- 4 災害用備蓄用品は、災害時に応急処置ができるよう一般財源により計画的に購入しているが、必要量を確保することが重要であることから、国による財政措置を制度化すること。
- 5 新設や改良工事の整備を希望する農道は、延長も短く採択基準である受益面積5ha以上を満たさない箇所が多く、事業採択申請ができない状況にあるため、受益面積を引下げ緩和すること。また、小規模改修や簡易な暗渠排水・湧水処理等の実施により、自給率向上を図るための支援事業であった農地有効利用支援整備事業を復活すること。